

# 川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する実施方針（案）の概要

## 第1章 実施方針策定の目的や経過

### 1 実施方針策定の目的

- 平成30(2018)年3月に策定した「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」で、支所を含めた川崎区全体の機能・体制を再編・強化し、状況の変化や困難な課題に的確に対応した取組を推進することを位置付けた。
- 令和2(2020)年3月に策定した「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針」で、「①支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務を川崎区役所に一元化（機能再編）」、「②支所は地域に密着した取組を推進」、「③支所庁舎の建替えに向けた取組を推進」という基本的な考え方をとりまとめた。
- 実施方針は、基本方針策定以降、機能再編や支所庁舎建替え等に関する取組内容やスケジュールについて、市民意見を把握しながら検討した結果を取りまとめ、今後の着実な取組につなげることを目的として策定する。

### 2 これまでの経過

- 平成20(2008)年3月 「富士見周辺地区整備基本計画」策定
- 平成21(2009)年3月 「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編 実施方針」策定
- 平成28(2016)年3月 「区役所改革の基本方針」策定
- 平成30(2018)年3月 「富士見周辺地区における公共施設再編の方向性」策定
- 平成30(2018)年3月 「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」策定
- 平成31(2019)年2月 『『資産マネジメントの第3期取組期間の実施方針』の策定に向けた考え方について』公表
- 平成31(2019)年3月 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」策定
- 令和元(2019)年5月 「支所を含めた川崎区全体の機能・体制の検討における考え方」公表
- 令和2(2020)年3月 「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針」策定

## 3 基本方針策定後の状況

### (1) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う実施方針策定期間の変更

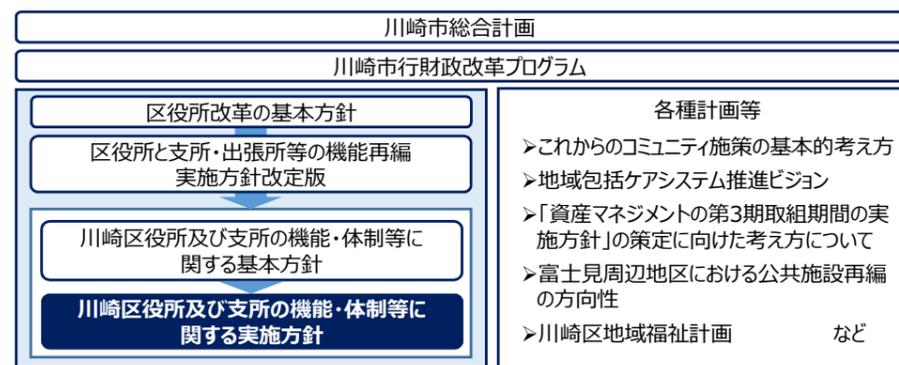
- 必要な市民意見聴取等の機会を確保するため、実施方針策定期間を令和3(2021)年度初頭に変更した。

### (2) ポストコロナ時代の社会を見据えた取組の推進

- 新しい生活様式への転換に向けた環境整備や行政サービスのデジタル化への対応など、今後の社会全体の行動変容を見据えた取組が一層求められている。
- 機能・体制の再編強化の取組においても、大きな変化が予想される社会状況等を踏まえ、着実に取組を推進していく必要がある。

## 4 各計画等との関係

- 実施方針は、「区役所改革の基本方針」や「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」を上位の計画とした基本方針の内容をより具体化するもの。
- また、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」や「『資産マネジメントの第3期取組期間の実施方針』の策定に向けた考え方について」などの各種計画等を踏まえて、策定を行っている。

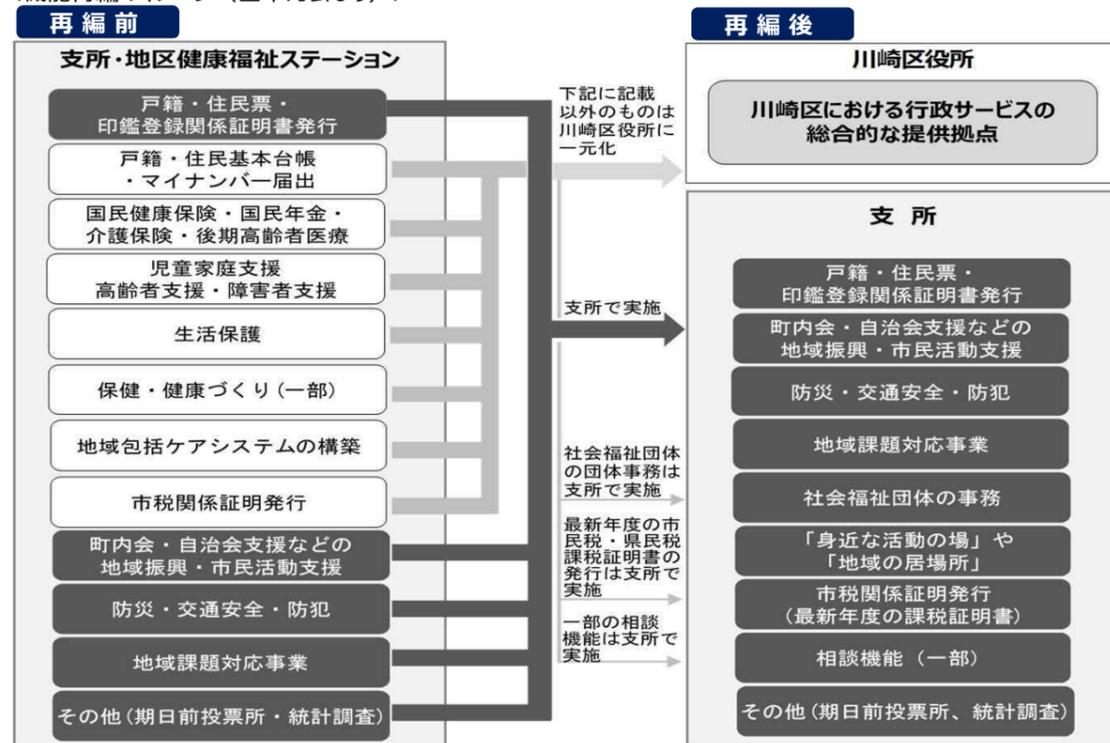


## 第2章 川崎区全体の機能・体制についての考え方

### <機能・体制等の再編に向けた基本的な考え方（基本方針より）>

- 複数の専門職による多職種連携体制の強化、3管区に分散している業務の非効率性等の解消を行い、行政サービスの質や量を今まで以上に確保するため、**支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務を川崎区役所に一元化し（機能再編）、区役所については区における行政サービスの総合的な提供拠点とする。**
- 地域振興業務を中心とした地域づくり、「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用、地域防災機能の提供など、**支所については地域に密着した取組を推進し、共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点とする。**  
※川崎区の福祉事務所は、3福祉事務所体制から1福祉事務所体制とする（地区健康福祉ステーションは川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）に編入）。
- 庁舎の快適性や効率性を確保し、共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点として有効に機能するよう、**支所庁舎の建替えに向けた取組を推進する。**

### <機能再編のイメージ（基本方針より）>

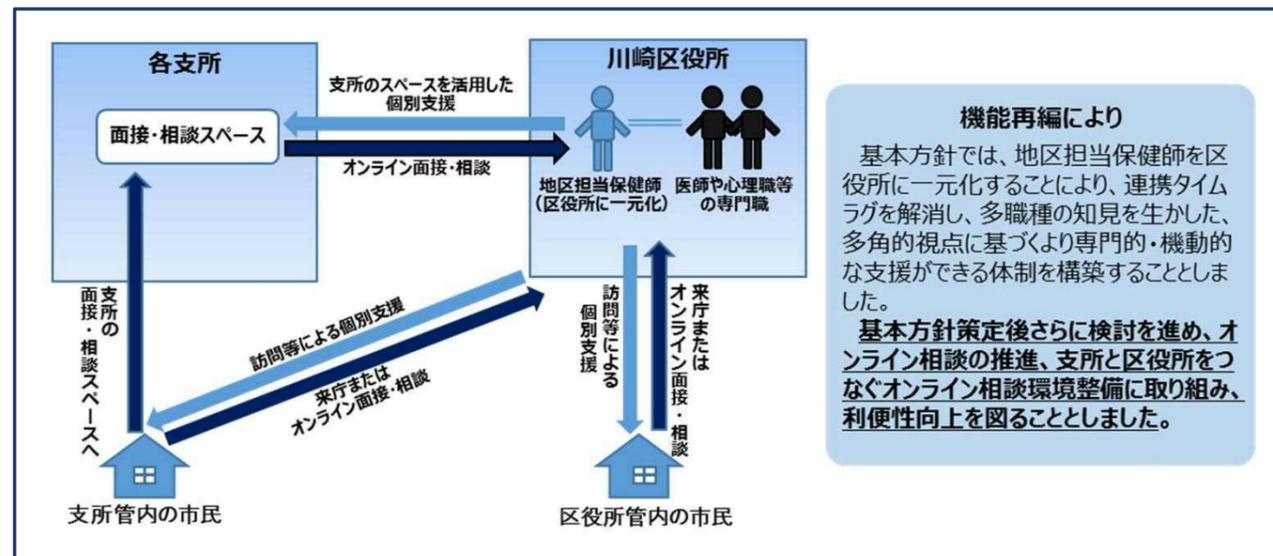


### <高齢者や障害者等を含めた区民全体の利便性向上の取組>

- 機能再編に伴い、これまで支所・地区健康福祉ステーションを利用していた方は、川崎区役所で申請や届出をすることとなるが、基本方針（案）に関するパブリックコメント手続や市民説明会では、高齢者や障害者等の区役所へ出向くことが負担となる方々への配慮などについて意見をいただいた。
- こうしたことから、機能再編に伴う区民の負担に配慮した取組の検討を進め、相談業務の一部継続のほか、高齢者や障害者等を含めた区民全体の利便性向上の取組を進める。

- 行政手続や相談業務のオンライン化を含む本市における行政サービスのデジタル化推進の取組とあわせて、**支所でのオンライン手続や支所と区役所をつなぐオンライン相談環境を整備する。**
- 相談者が抱える課題の状況に応じた、支所での直接対面による相談機会も確保されるよう、柔軟な運用体制について検討する。
- 郵送申請可能手続の活用拡大について検討する。
- 支所で申請書等を受理し川崎区役所に回送する対応に関する運用等を検討する。
- 件数規模が大きく、かつ特定の時期に手続が集中する一部手続に関して、支所への臨時窓口設置を検討する。

### <区民全体の利便性の向上に向けた機能再編後の支援体制イメージ>



## 第3章 市民意見の把握と整理

### 1 市民意見の把握

町内会をはじめとした地域団体や地域で活動している市民等に、取組等の説明やヒアリングを実施した。また、大師地区・田島地区在住者等を対象とした意見交換会を開催し、地域の方々同士と一緒に話し合う機会を設けた。

#### (1) 団体や地域で活動している市民等へのヒアリング

- 町内会、自主防災組織関係（5団体76人に説明の上、大師・田島管内の町内会長・自主防災組織会長38人にヒアリング）
- 各種地域団体関係（民生委員、社協、青少年指導員、交通安全母の会など、延べ21団体239人に説明・ヒアリング）
- 地域で活動している市民等（スノーボールサンプリング方式で対象を拡大し、オンライン会議も活用し、約20人に説明・ヒアリング）

#### (2) 取組紹介・意見募集パネルの設置

- 川崎区役所、大師支所、田島支所に取組を紹介し意見を募集するパネルを設置した。

#### (3) 新しい支所のアイデアアンケート

- WEB上と、川崎区役所、大師支所、田島支所で「新しい支所のアイデアアンケート」を実施した。

#### (4) 川崎区支所意見交換会（令和2(2020)年12月5日実施）

- 「わたしたちのまちの大切にしたいこと・心配なことを出し合って、少し先の大師地区・田島地区を考えよう」をテーマに、「こうなったらいいな」と思う大師地区・田島地区の姿や、これからの支所の役割などについて、地域の方々同士と一緒に話し合う意見交換の機会を設けた。【参加43人】

#### (5) 令和2年度川崎区区民アンケート

- 区役所や支所の利用頻度や目的に関する設問を設けた。

### 2 市民意見の整理

- 「川崎区支所意見交換会」では大切にしていきたい地域の強みが挙げられ、互いが違いを認め合い、住民がそれぞれの立場を超えて語り合うことで、他にはない新しいコトが生まれる刺激のある地域となっていく可能性が参加した市民で共有された。
- 意見交換会では、「こうなったらいいな」と思う大師地区・田島地区の姿として、「未知との出会いにオープンなまち」という言葉が市民同士の話し合いの中から生み出された。
- 今後、本市が進める「市民創発」によるまちづくりの方向性の趣旨にも合致する「未知との出会いにオープンなまち」という市民の思いが込められた地域の姿を念頭に置き取組を進める。
- 市民意見聴取でいただいた、「人と人とのつながり・触れ合いづくり」、「子ども・子育て」、「市民等の自主的な地域活動・活動の場」、「行政と市民等の協働」などに関する意見については、今後の検討に向けた、コンセプトや視点として改めて整理した。

### 3 市民意見を踏まえた新しい支所の考え方

#### (1) 「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての支所のコンセプト

- 「未知との出会いにオープンなまち」という地域の姿を念頭に置き、支所を「身近な活動の場」や「地域の居場所」としていくため、市民意見も踏まえ、3つのコンセプトを整理した。

##### コンセプト① 人と人をつなげてコーディネートする支所

職員は市民と協力しながら、地域の歴史や人的・場所的資源を良く知る人材と、新しく地域で活動しようという意欲を持つ人材をつなげることを今まで以上に意識し、新たな市民主体の取組や地域の活動などを生み出すことを目指す。

##### コンセプト② 地域の新しいチャレンジを後押しする支所

地域振興などに寄与すると認められる活動であれば、利益を得る活動も含めて庁舎等の利用を認めることなどに関して、ルールや管理・運営の検討を行うなど、地域からはじまる新しいチャレンジを後押しし、市民のつながり向上や地域への愛着を育む支所を目指す。

##### コンセプト③ 子どもたちが安心できる居場所を創出する支所

専門的知識等を子どもたちのために活かしたいと考えている地域人材が、子どもたちの学びや相談の機会等を設けることができるようにし、将来の地域を支える子どもたちが安心できる居場所を創出する支所を目指す。

#### (2) 支所庁舎整備に向けた視点

- 共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点として有効に機能することを目指し、支所庁舎整備を進める。市民意見聴取での庁舎整備につながる意見を踏まえ、3つの検討の視点を整理した。

##### 検討の視点① 支所単体ではなく地域全体の活動スペースを意識する

支所だけではなく、地域全体の活動スペースの活用を意識し、より多様な地域活動が促進されるよう、例えば、近接する他の活動スペースとの機能的な役割分担・連携の可能性を念頭に置き、検討を進める。

##### 検討の視点② 50年先を見据えたハード整備

施設維持管理費の将来世代への負担や、ハードに対するニーズの変化などを考慮する必要がある。また、長期に渡って、ソフト面での多様な活動を創出するために、可能な限り用途が限定的にならないよう、あらゆる設備を備えるということではなく、将来的な可変性を考慮し、どのように優先順位をつけてハード整備をすることが最適なのかといった視点を持って取組を進める。

##### 検討の視点③ 整備プロセスへの市民参加

建物に関する計画の検討時や既存施設解体前など、整備プロセスの様々なタイミングでの市民参加の機会を創出する。

## 第4章 機能再編後の川崎区役所及び支所の業務

### 1 川崎区役所の業務

- 川崎区役所では、「区における行政サービスの総合的な拠点」として、全川崎区民を対象に、原則全ての申請・届出を取り扱う。
- 機能再編後の川崎区役所では、大師・田島地区を担当する保健師等も在籍し、医師や心理職等の専門職との一体的な体制のもと、非効率性の解消により生み出された時間を活かして担当地域に積極的に出向き、個別支援と地域づくりの取組を進める。

#### <川崎区役所で取り扱う主な業務>

戸籍・住民基本台帳・マイナンバー / 国民健康保険・国民年金・介護保険・後期高齢者医療 / 児童家庭支援・高齢者支援・障害者支援 / 生活保護 / 保健・健康づくり / 公衆衛生・動物 / 地域包括ケアシステムの構築 / 市税関係証明書発行 / 町内会・自治会支援などの地域振興・市民活動支援 / 防災・交通安全・防犯 / 道路・公園の維持管理 / 生涯学習支援 / 地域課題対応事業 / その他

### 2 支所の業務

#### (1) 地域振興等業務（管内の住民組織・自主防災組織・社会福祉系団体の団体事務等に関する業務）

- 住民組織等や社会福祉系団体等の業務を一体的に行うこととし、こうしたメリットを活かし、地域課題の解決に取り組もうとする多様な組織・団体に対する支援やコーディネートを円滑に行い、地域での様々な活動が活性化されることを目指す。

#### <支所で行う地域振興等業務>

- ①住民組織振興 ②青少年育成 ③スポーツ推進 ④美化運動 ⑤交通安全・防犯対策 ⑥地域防災
- ⑦民生委員・児童委員（地区民生委員児童委員協議会との連絡調整等） ⑧日本赤十字社（日本赤十字社分区としての業務、小災害見舞金に関する業務等） ⑨保護司会（保護司会支部との連絡調整等） ⑩社会を明るくする運動（地区推進委員会の事務局）
- ⑪その他（「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての3つのコンセプトを踏まえた地域振興等業務の企画・実施等）

※下線付きは地区健康福祉ステーションから移管する業務

#### (2) 地域防災機能の提供

- 災害時の対応は、自助・共助（互助）が重要で、いざというときに地域でお互いに助け合えるしくみづくりに向けて、地域のコーディネートをさらに進めることが必要となる。
- 川崎区役所危機管理担当と支所の地域防災力の向上に向けた最適な役割分担の検討が必要となる。
- 自主防災組織へのヒアリングでは、防災に関する日頃の取組を支所と連携して取り組んでいきたいという意向が寄せられた。
- 地域住民組織の振興を担う支所で、自主防災組織訓練の支援とともに、避難所運営・開設訓練の支援等を一体的に担うことにより、総合的な地域力の向上を図るため、川崎区役所と支所における役割分担の変更や体制の検討などを進める。

#### <支所における地域防災機能の提供>

- これまで主として区役所危機管理担当が対応していた支所管内における「避難所運営会議」や「避難所開設訓練」の運営支援については、機能再編後は支所で担っていく。
- 「地域資源活用などの発災時に備えた地域のコーディネートなどの企画」について、さらに取組を進めていく。
- 「災害時要援護者登録」や「り災証明書発行」関係事務は支所で継続実施する。
- 大規模災害時における「支所機能の継続」、「情報収集や広報機能の維持」、「来庁者等の緊急・一時的な避難」などが可能となるよう、支所庁舎整備とあわせて、川崎区役所と支所における災害時の対応行動の手順等を検討する。
- 地域防災に関する機能・役割や事務を担うための最適な支所の体制を検討する。

#### (3) 相談業務

- 現在の支所・地区健康福祉ステーションでは市民相談、各種保険料納付・高齢者保健福祉・障害者福祉などの手続に付随して行われる性質の相談、子どもの養育・成長発達・不登校・学校関係の悩みに関する相談などを原則として対面または電話により実施している。
- 機能再編後の支所における相談業務については、第2章でも示した支所と区役所をつなぐオンライン相談や、相談者が抱える課題の状況に応じた支所での直接対面による相談機会の確保に向けた検討などを進める。

#### <支所における相談業務の一部継続>

- 本市における行政サービスのデジタル化推進の取組とあわせて、支所と区役所をつなぐオンライン相談環境を整備する。
- 相談者が抱える課題の状況に応じた、支所での直接対面による相談機会も確保されるよう、柔軟な運用体制について検討する。
- イベント等の開催に付随した相談機会を提供する。  
（例えば、保健師の地区活動、健康・子育て・介護予防等に関する講座、保育所入所説明会など）
- 生活の中で生じる困りごとなどへのアドバイスを行う「市民相談」を継続する。
- 支所を訪れた市民を適切な手続窓口等へ的確に誘導する対応を検討する。

#### (4) 戸籍・住民基本台帳・印鑑登録・諸証明・市税関係証明書の発行

- 利用頻度の高い戸籍・住民基本台帳・印鑑登録・一部の市税関係の証明書の発行は支所で取り扱う。

#### (5) 統計業務、期日前投票所

- 統計業務は引き続き支所で実施、選挙の期日前投票所は、引き続き地域に身近な支所に設置する。

## 第5章 機能再編後の川崎区役所及び支所の庁舎

### 1 川崎区役所庁舎

#### (1) 業務スペース拡張の検討に向けた経緯

- 基本方針では、拡張する業務スペースとして、既存庁舎のほか、現在本庁舎の一部機能が入居しており、市役所新本庁舎竣工後に利用が可能となる区役所周辺の民間ビルの活用も含めて検討することとした。

#### (2) 機能再編後に区役所庁舎として利用する建物

- 現区役所の位置や1棟で集約できる可能性がある建物であることの利便性などを考慮し、「パレール三井ビル」(現在の区役所庁舎及び本庁舎の一部機能が入居)と「明治安田生命川崎ビル」(現在、本庁舎の一部機能が入居)を対象として検討を行った。

<対象建物を区役所として利用する場合の評価> (利用のしやすさ)

パターン	【A】：パレール三井ビルを利用	【B】：明治安田生命川崎ビルを利用
建築年	平成2(1990)年建築	昭和58(1983)年建築
位置	川崎区東田町8番地	川崎区宮本町6番地
想定使用フロア	1~6階(区分所有)、7階・12階・13階の一部(賃貸)	2~11階・13階(賃貸)
面積(共用部を除く)	約3,500㎡(区分所有)、約2,170㎡(賃貸)	約6,030㎡(賃貸)
基準階面積(共用部を除く)	約740㎡(4階)	
総合案内・守衛	○ 建物入口付近に設置できる	△ 建物入口付近に配置できない
入口・エレベータ	△ 下層階(6階以下)と上層階(7階以上)が別々	○ 縦動線が統一されている
窓口配置	○ 1フロアが広く、レイアウトの自由度が高い	△ 1フロアが狭く、レイアウトの自由度が低い
会議室	○ 現スペースを概ね確保できる	△ 現スペースより狭くなる
倉庫	△ 現スペースより狭くなる	○ 現スペースを概ね確保できる
検診室	○ 1フロアに集約できる	× 1フロアに集約できない
駐車場、駐輪場	○ 必要台数を敷地内に確保できる	× 必要台数を敷地内に確保できない
移転・改修	△ 業務を行いながらの改修・移転が必要	○ 改修した後に移転が可能

利用しやすさの観点から、○概ね課題はない △一部課題がある ×対応できない課題がある

- パターン【A】では、総合案内・守衛を建物入口付近に設置できるとともに、検診室を1フロアに集約でき、駐車場・駐輪場を敷地内に確保できる。一方、下層階と上層階の入口・エレベータが分かれていたり、倉庫が狭くなるなどの課題はあるものの、来庁者や業務上の利用環境を概ね確保できる。
- パターン【B】では、縦動線が統一され、倉庫も概ね確保できるが、総合案内・守衛を建物入口付近に設置できない、1フロアが狭く検診室を1フロアに集約できない、建物・敷地内に駐車場・駐輪場を必要台数分確保できないといった状況がある。また、賃貸する面積が大きくなる。

#### <機能再編後の川崎区役所庁舎の方向性>

- **本市保有資産を活用でき、利用のしやすさで優位性がある「パレール三井ビル」を、機能再編後の川崎区役所の主な庁舎とする。**
- 現在、川崎区役所庁舎として利用している「パレール三井ビル」の1階から7階に加え、本市組織が利用している12、13階など、利便性の高い行政サービスの提供を行うために必要な床面積を、可能な限りパレール三井ビル内に確保する。
- 今後の詳細なレイアウトやフロア構成の検討にあたっては、来庁者の利便性に加え、職員間のコミュニケーションの円滑化や組織変更等も見据えた空間の可変性等を考慮する。



パレール三井ビル(左:川崎区役所入口、右:ビル全景)

現在の大師支所

現在の田島支所

### 2 支所庁舎

#### (1) 庁舎整備の検討に向けた経緯

- 基本方針では、機能再編の取組に合わせて支所庁舎を建て替えることとした。建替えにあたっては、第3期資産マネジメントの考え方を踏まえ、周辺公共施設との複合化を行うこととした。

#### (2) 複合化する公共施設

- 支所敷地内にある施設及び各支所から半径約1kmの範囲内にある周辺公共施設を候補とし、機能維持の必要性や複合化の効果などの観点から検討した結果、支所庁舎はこども文化センターや老人いこいの家等を複合化した新支所複合施設として整備する。

<大師支所と複合化する施設> **大師こども文化センター、大師老人いこいの家、大師一般環境大気測定局**  
 <田島支所と複合化する施設> **田島こども文化センター、田島老人いこいの家**

(大師・田島こども文化センターについて)

役割・必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>遊びを通した児童の健全育成を図るほか、地域で子育てをする親子の居場所や市民活動の拠点としての機能を果たしている。</li> <li>子ども・若者をめぐる問題の複雑・深刻化に伴い、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合うしくみづくりがより一層必要で、子どもの健全育成を担ってきた「地域の拠点」であるこども文化センターの果たす役割は、ますます重要となっている。</li> <li>大師・田島こども文化センターについては、令和元(2019)年度には、35,726人(大師)、21,863人(田島)の利用があり、今後もこの地区でこども文化センターとしての機能を継続していく必要がある。</li> </ul>
複合化の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで、こども文化センターは、老人いこいの家等との連携により多世代交流の取組を進めてきたが、核家族化や地域のつながりも希薄化する中、地域の中で様々な世代が集う場を提供し、子どもが地域の人々に見守られ、誰もが互いに助け合い・支え合うしくみづくりを進めることが重要となっている。</li> <li>既存施設の劣化状況も踏まえ、支所等との複合化により、これまで以上に効果的な取組を行う必要がある。</li> </ul>

(大師・田島老人いこいの家について)

役割・必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の健康な高齢者のふれあいや、いきがいの場としての機能に加え、虚弱な高齢者を地域で支え合い、助け合っていくための福祉活動や介護予防の拠点機能を併せ持つ施設として運営している。</li> <li>「いこいの家・老人福祉センター活性化計画」では、いこいの家がこれまで担ってきた機能は、既存の老人いこいの家だけではなく、他の公共施設や民間施設の活用などによって広く展開していくこととしている。</li> <li>周辺地区(南大師中学校区及び臨港中学校区)の人口の約3割が60歳以上で、令和元(2019)年度には10,421人(大師)、10,688人(田島)の利用があり、今後もこの地区で老人いこいの家としての機能を継続していく必要がある。</li> </ul>
複合化の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで、老人いこいの家は、こども文化センター等との連携により多世代交流の取組を進めてきたが、障害者や外国人など世代の概念にくられない幅広い交流がより望ましいことから、幅広い形での地域交流の取組も進めてきた。</li> <li>今後も高齢者の健康増進などの施設目的の達成を目指すことを中心としながら、多世代交流や地域交流などのより一層の推進により、新たな利用者を獲得しつつ、より地域の方々に幅広く使われるような取組を進めることが重要となっている。</li> <li>既存施設の劣化状況も踏まえ、支所等との複合化により、これまで以上に効果的な取組を行う必要がある。</li> </ul>

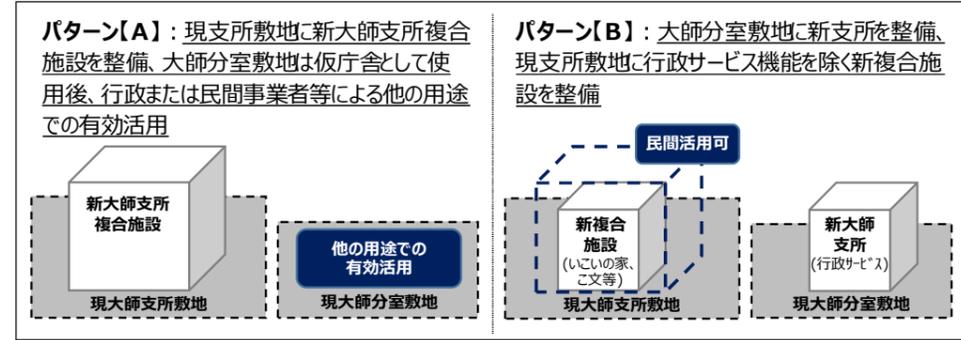
(大師一般環境大気測定局について)

役割・必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染防止法第22条に基づき、環境大気汚染状況を常時監視するために設置されており、環境行政を推進する上で必要となっている。</li> </ul>
複合化の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和42(1967)年より大師分室屋上で大気測定を行っており、連続した測定データを確保するため、立地等に関して、これまでと同一の条件を満たす必要があるが、大師分室の廃止に伴い、新大師支所複合施設以外に適地がない。</li> </ul>

- 建替え後の支所庁舎は、「身近な活動の場」や「地域の居場所」となるよう検討を進めていくこととしているが、新支所複合施設としてこども文化センターや老人いこいの家の機能を複合化することで、1つの建物内での機能・利用方法がさらに広がり、子どもや高齢者を含む多世代が集い、交流が生まれる可能性がある魅力的な施設にすることができる。さらに、利用者相互の交流がきっかけとなり、新たな「市民創発」の活動が生まれることも期待できる。
- 複合化効果が最大限発揮されるよう、諸室等を共用することにより、整備や維持管理に掛かるコスト縮減等の財政負担抑制や、土地・建物の有効活用などを図るとともに、様々な立場の多くの方々に施設利用の機会を提供する多目的化の観点等を踏まえながら、効果的な管理・運営方法や空間づくりなどの検討を今後進める。
- 複合化後の各こども文化センター・老人いこいの家の敷地や建物について、大師こども文化センター・大師老人いこいの家は、大師公園敷地内にあることからパークマネジメント推進方針(案)を踏まえた公園としての活用を基本に検討する。田島こども文化センター・田島老人いこいの家については、第3期資産マネジメントの考え方に基づき、他の行政用途への転用や売却・貸付等の「資産保有の最適化」に向けた検討を進める。

**(3) 新大師支所複合施設の整備位置・手順と大師分室敷地利用の方向性**

- 新大師支所複合施設を整備する敷地として、現在の支所敷地と大師分室敷地を候補とし、次の2パターンについて比較検討した。



＜パターンの評価＞

パターン【A】： 現支所敷地に新支所複合施設を整備、大師分室敷地は仮庁舎として使用後、行政または民間事業者等による他の用途での有効活用		パターン【B】： 分室敷地に新支所庁舎を整備、 現支所敷地に行政サービスを除く新複合施設を整備	
支所敷地の活用	○ 新支所複合施設敷地として活用	支所敷地の活用	○ 新複合施設敷地として活用
分室敷地の活用	◎ 既定の利用用途はなく、幅広い有効活用が可能	分室敷地の活用	○ 新支所庁舎敷地として活用
各施設機能の連携	◎ 利用者相互の新たな交流の促進、強い連携が可能	各施設機能の連携	○ これまでどおりの連携は可能
仮庁舎費用	○ 必要	仮庁舎費用	◎ 不要
整備コスト	◎ 1棟分、複合化により床面積の効率化が図られる	整備コスト	△ 2棟分
維持・管理コスト	○	維持・管理コスト	△
新複合施設の民間活用範囲	△ 支所で提供する行政サービス機能が入居することから、施設全体の管理・運営を民間に委ねることは難しい	新複合施設の民間活用範囲	○ 支所で提供する行政サービス機能を除く新複合施設は、施設全体の管理・運営に加え、余剰容積の整備・活用を民間に委ねることが可能
新支所供用開始時期	△ 機能再編後に仮庁舎に移転し、その後着工、数年後に供用開始	新支所供用開始時期	○ 機能再編と同時
現支所の使用期間	○ 機能再編時まで	現支所の使用期間	○ 機能再編時まで

◎大きな効果が見込まれる ○特別な効果や課題はない △課題がある

- パターン【A】では、仮庁舎の設置による一時的な整備費の負担はあるものの、複合化による利用者相互の新たな交流の促進、整備や維持管理コストの縮減が図られる。一方、支所で提供する行政サービス機能が入居することから、施設全体の管理・運営を民間事業者等に委ねるには課題があるが、分室敷地については他の行政用途への転用や民間活力導入等による幅広い有効活用の可能性が考えられる。
- パターン【B】では、仮庁舎の設置は不要だが、2棟整備することによる整備コストや維持管理コストが多くなる。一方、支所で提供する行政サービス機能を除く複合施設は、施設全体の管理・運営を民間に加え、余剰容積の整備・活用を民間に委ねることが可能となる。
- 支所を共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点としていくため、各機能の連携効果や、仮庁舎としての使用終了後の分室敷地の活用の可能性等から、新大師支所複合施設はパターン【A】による整備とする。

**＜整備手順＞**

- 令和3(2021)年度に大師分室の解体工事を行う。
- 仮庁舎を大師分室敷地に整備。仮庁舎整備後、現在の大師支所庁舎を解体する。
- 現在の大師支所の敷地に、新大師支所複合施設を整備する。

※大師分室解体後の敷地については、大師支所の仮庁舎を建設するまでの間、暫定利用予定（利用用途等は令和3(2021)年度中に検討）  
 ※新施設整備中も、大師子ども文化センター・大師老人いこいの家は現施設で運営、大師一般環境大気測定局は現大師支所庁舎の一室などを利用

**＜新支所複合施設竣工後の大師分室敷地利用の方向性＞**

仮庁舎の解体後、第3期資産マネジメントの考え方に基づき、他の行政用途への転用や民間活力導入等の「資産保有の最適化」に向けた検討を進める。

**(4) 新田島支所複合施設の整備位置・手順**

- 新田島支所複合施設を整備する敷地は、現在の支所敷地における建替えを前提とする。

**＜整備手順＞**

- 仮庁舎を田島子ども文化センター・田島老人いこいの家の敷地の余剰地に整備する方向で検討を進める。仮庁舎整備後、現在の田島支所を解体する。
- 現在の田島支所庁舎の敷地に、新田島支所複合施設を整備する。

※行政財産の使用許可により田島支所建物内にある川崎臨港警察署鋼管通交番については、新施設への併設について、引き続き県と協議調整  
 ※新施設整備中も、田島子ども文化センター・田島老人いこいの家は現施設で運営

**(5) その他の検討事項**

- ア 新支所複合施設の機能・規模等**
- スペースの使い方や面積、管理運営方法、動線、セキュリティ計画、スペースの共有化などの検討を進める。
  - 面接・相談スペースを確保するとともに、サテライトオフィス環境を整備する。
- イ 新支所複合施設整備の事業手法**
- 事業特性を踏まえ、設計、建設、管理・運営のプロセスのどの場面で民間の能力活用を図ることが効果的であるか、発注条件等を整理検討する。
- ウ 耐震性能、浸水対策**
- 本市では「建物構造設計基準」により、大地震、暴風及び津波に対して所要の安全性を確保するため、施設ごとの性能を定めている。新支所複合施設においては支所（「災害対策を行うための施設」に該当）の耐震安全性の目標、耐風・対津波に関する性能の水準を満たすよう計画する。
  - 建物や電気設備への浸水リスクを低減する対策や、大規模災害発生時にも機能するよう、施設内・屋外空間の動線・諸室の配置計画や防災設備、備蓄品等について検討する。

**第6章 今後の取組やスケジュール**

- 機能再編の実施時期は、新本庁舎竣工後の令和5(2023)年度中を目途とする。
- 令和4(2022)年度に、新支所複合施設の設計条件（建物の規模、機能・性能等）、事業手法、工事工程等をまとめた「（仮称）大師支所・田島支所複合施設整備基本計画」を策定する。
- 令和5(2023)年度中を予定している機能再編後に現在の大師・田島支所庁舎の使用を終了し、仮庁舎にて機能再編後の支所業務を行い、子ども文化センターや老人いこいの家等を複合化した新大師支所複合施設、新田島支所複合施設の供用開始は令和9(2027)年度を予定する。

＜今後のスケジュール＞

